

茂原市国民保護計画

平成29年7月

茂 原 市

目 次

第1編 総論	1
はじめに	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2 市国民保護計画の構成	2
3 市地域防災計画との関係	3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
1 市の地理的特徴	9
2 市の社会的特徴	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態	14
2 緊急処理事態	14
第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	16
第1 市における組織・体制の整備	16
1 市の各部課室における平素の業務	16
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	22
3 近接市町村等との連携	23
4 指定公共機関等との連携	23
5 自主防災組織等に対する支援	24
第3 通信の確保	25
第4 情報収集・提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	27
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31
第2	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第4	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3	武力攻撃事態等への対処	40
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	初動時情報連絡体制	40
2	国民保護等連絡室の設置	40
3	初動措置の確保	41
4	関係機関への支援の要請	41
5	国民保護緊急対策本部の設置	42
6	市国民保護対策本部へ移行する場合の調整	42
第2	市国民保護対策本部の設置等	43
1	市対策本部の設置	43
2	通信の確保	52
第3	関係機関相互の連携	53
1	国・県の対策本部との連携	53
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
6	市の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	56
8	住民への協力要請	56

第4章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	59
第2	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の通知・伝達	60
2	避難実施要領の策定	60
3	避難住民の誘導	65
4	避難に当たって留意する事項	68
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	72
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	73
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	74
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	77
1	退避の指示	77
2	警戒区域の設定	78
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3	生活関連等施設における災害への対処等	82
1	生活関連等施設の安全確保	82
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
第4	NBC攻撃による災害への対処等	84
1	応急措置の実施	84
2	国の方針に基づく措置の実施	84
3	関係機関との連携	84
4	汚染原因に応じた対応	84
5	市長及び長生郡市広域市町村圏組合消防長の権限	85
6	要員の安全確保	86

第8章	被災情報の収集及び報告	87
1	被災情報の収集	87
2	被災情報の報告	87
第9章	保健衛生の確保その他の措置	88
1	保健衛生の確保	88
2	廃棄物の処理	89
第10章	国民生活の安定に関する措置	91
1	生活関連物資等の価格安定	91
2	避難住民等の生活安定等	91
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
1	国民保護法で規定される特殊標章等	93
2	特殊標章等の交付及び管理	93
第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95
1	基本的考え方	95
2	公共的施設の応急の復旧	95
第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
4	県又は他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	99
第5編	緊急対処事態への対処	100
1	緊急対処事態	100
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	100
【参考】	茂原市国民保護計画用語集	101

資料編

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

- | | | |
|----------------------|---------|-----|
| 1. 茂原市国民保護協議会条例 | <資料1-1> | 111 |
| 2. 茂原市国民保護協議会運営要綱 | <資料1-2> | 112 |
| 3. 茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱 | <資料1-3> | 113 |

〈対策本部関係〉

茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例

<資料1-4> 114

〈省令、告示等〉

1. 武力攻撃事態における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 <資料1-5>・・・116
2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <資料1-6>・・・124
3. 火災・災害等即報要領 <資料1-7>・・・132
4. 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン <資料1-8>・・・151

《2》 関係機関及び連絡先一覧表

1. 指定地方行政機関（自衛隊含む） <資料2-1>・・・164
2. 千葉県（県警察含む） <資料2-2>・・・164
3. 市町村 <資料2-3>・・・165
4. 消防本部、消防署等 <資料2-4>・・・165
5. 指定公共機関 <資料2-5>・・・166
6. 指定地方公共機関 <資料2-6>・・・167
7. 水道部、その他関係機関 <資料2-7>・・・167

《3》 避難・救援関係

〈基本情報〉

1. 地形図 <資料3-1>・・・168
2. 月別平均気温、降水量 <資料3-2>・・・169
3. 字別人口・世帯数構成 <資料3-3>・・・170
4. 年齢別人口構成 <資料3-4>・・・171
5. 人口集中地区 <資料3-5>・・・172
6. 道路網図 <資料3-6>・・・173
7. 鉄道網図 <資料3-7>・・・174

〈避難救援〉

- 避難施設の指定状況 <資料3-8>・・・175

〈備蓄物資〉

1. 市備蓄物資（総務課防災対策室で備蓄している物資） <資料3-9>・・・176
2. 関係機関との協定一覧 <資料3-10>・・・177